

大学における学生の個人情報の消去と効果に関する一考察

福永 栄一
大阪成蹊短期大学

A Study on the Effect of University Deleting Personal Information on Students

Eiichi Fukunaga
Osaka Seikei College

概要

ICTが発展し、個人情報が日々大量に収集される社会で我々は生活している。大量の個人情報の分析により、本人が知らない間に本人の趣味・趣向などが評価されている。個人情報の評価が間違っていないか、評価によって不利益をこうむらないかなど個人情報に対する不安やリスクが生じている。これら大量の個人情報や評価された情報が漏えいした場合の本人への影響は大きい。この不安とリスク、影響を低減させる最も効果的な方法は、個人情報の取得者が個人情報の利用後に個人情報を消去し、消去したことを公表することである。取得した個人情報の消去や消去結果の公表は、営利を目的とした企業では難しいが、大学であれば卒業生が再入学することはほとんどないので可能と考えられる。本論では、企業と比較しながら大学で扱う学生の個人情報の消去、消去結果の公表について、可能性と効果について検証・考察を行った。

キーワード: 個人情報, 漏えい, 保存, 消去, 学籍情報

1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」と表記する）が改正され、平成29年5月30日より全面施行された。今回の改正は、個人情報及びプライバシーを保護しつつ個人の行動・状態等に関するデータであるパーソナルデータ^(注 i)の利活用を推進する内容となっている⁽¹⁾。パーソナルデータの利活用はビッグデータの中でも利用価値が高いと期待されており、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出が推進されている⁽²⁾。

個人情報及びプライバシーの保護強化としては、本人の人種、信条、社会的身分などに関する個人情報を要配慮個人情報^(注 ii)とし、法令に基づく場合などを除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないとされた。しかし、要配慮個人情報にあたらぬ氏名、住所、生年月日、性別などの基本4情報や購

入履歴や位置情報などの個人情報（以下、要配慮個人情報以外のこれらの情報を「個人情報」と表記する）は、個人情報の利用目的を公表していれば本人の同意を得ずに取得することができる^(注 iii)。

個人情報の利活用が進み社会が発展し個人の利便性が向上することは多くの人が望むことであろうが、同時に個人情報を提供または取得されたことによる不安や漏えい等のリスクも生じる。「特にビッグデータにより、個人に関する情報が大量に集積・利用されることによって、プライバシー侵害に関する不安も大きくなっている」⁽³⁾と指摘されている。また、「パーソナルデータの利活用を促進させるためには、本人が意図しない目的でパーソナルデータが利用されるなどの不安を解消し、適切な取扱いによって消費者が安心してデータを提供できる環境を整備することが重要である」⁽⁴⁾とされているように、個人情報は提供または取得

されれば漏えいや本人の意図しない利用などに対する不安とリスクが生じ、個人情報が消去されない限り一生涯・子々孫々まで拭い去れない。

この不安とリスクを低減させる最も効果的な方法は、個人情報の取得者が個人情報の利用後に個人情報を消去し、消去したことを公表することである。しかし、企業では利益獲得のために時間と労力を費やして取得した個人情報を消去するのは容易ではない。ところが大学の場合は、学生が卒業すればあえて個人にアクセスする必要がないので、個人情報の消去が可能と考えられる。そこで本論では、企業と比較しながら大学で扱う学生の個人情報の消去、消去結果の公表について、可能性と効果について検証・考察を行う。

まず、個人情報に関する不安とリスクについて確認する。続いて、これまで大学で個人情報がどのように扱われてきたか先行研究や個人情報の取扱いについて確認する。さらに、企業における個人情報の消去について検証し、企業と比較しながら大学における学生の個人情報消去可能性を検証する。最後に、大学における学生の個人情報消去の効果について考察する。

なお本論で対象とする個人情報は、大学生の出欠や成績、就職活動履歴などの教育や育成に関する個人情報を対象とし、法や条例などに従って適正に取得・利用・保管し、法や条例などが認める範囲で廃棄・消去することを前提としている。

2. 個人情報に関する不安とリスク

前述したとおり、個人情報は利用目的を公表しておけば本人の同意を得ずに取得することができる。利用目的の公表例としては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に「自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載」⁽⁵⁾が示されている。この公表方法であれば、個人情報を取得される本人がインターネット上のホームページを全て検索しなければ個人情報がどのように利用されるかを確認することができない。個人が全てのホームページを確認することが不可能なことは明らかである。また、個人情報をいつ・どこで・どのように取得するかを公表する義務はないので、本人が気づかない間に個人情報を取得されている場合も

多い。IoTが普及すれば、気付かないうちに個人情報が取得されるケースは益々増えていく⁽⁶⁾。法が個人情報を保護すると定めても、個人情報を収集される本人には、いつ、どこで、どのような方法で、どのような利用目的で、どのような組織に個人情報を収集されているか分からないのである。このような状況は、本人にとっては不気味であり、こうして収集された個人情報の漏えいや本人の意図しない利用などプライバシーに対する不安と実際に漏えい等が生じた場合の本人へ大きな不利益をもたらすリスクが生じる。

このように企業など様々な組織により大量の個人情報がビッグデータとして分析、利活用される社会⁽⁷⁾において、本人の不安とリスクを低減させる最も効果的な方法は、個人情報の取得者が個人情報の利用後に個人情報を消去し、消去したことを公表することである。

3. 大学での個人情報の扱い

3.1 個人情報の利活用に関する先行研究

学生の個人情報を扱った研究としては、伊藤らは338名の成績データ約1万件と出欠打刻データ約24万件をデータマイニングを用いて分析して、将来、留年、退学する可能性の高い学生の傾向を示している⁽⁸⁾。堀井は大学生461名と838名を対象とした2つの質問紙調査を実施・分析して、不登校傾向に影響を及ぼす心理的要因を示している⁽⁹⁾。

高岡らは修学支援の取組を整理したうえで、「学内に散在する学生の修学状況に関する情報を1つのデータベースに集約して管理する」総合的學生支援システムを提案している⁽¹⁰⁾。大友らは学内の存在する様々なシステムのデータ（大学入学前の情報や入試情報、入学後の学籍情報や履修科目・成績情報、出席情報、レポートなど学習活動情報など）を分析する退学者防止に関する研究を紹介している⁽¹¹⁾。

しかし、現代の大学には学生の個人情報である出欠や成績、レポートなどを全学的に管理できるシステムが一般的に導入利用されている。ここに大量の個人情報が蓄積されているが、その管理や利活用は入試部や学生部、教務部、各学部・学科等で個別管理されており⁽¹⁰⁾、教員が個別に収集した学生の個人情報と合わ

せて個別に学生指導等に利活用されているのが現状である。そのため、高岡らのシステム⁽¹⁰⁾や大友らの研究⁽¹¹⁾が歓迎される。

しかし、これらのシステムや研究は個人情報の利活用に関する内容であり、利用後の消去に関しては特に言及していない。

3.2 個人情報の保存

大学では学生の個人情報の利活用だけでなく、保存も重要である。卒業証明書や成績証明書など卒業や履修、成績を証明するための学籍に関する個人情報の保存である。学校教育法施行規則第28条⁽¹²⁾などに従い保存される個人情報(以下、「学籍に関する個人情報」と表記する)である。卒業等の学籍に関する記録については、保存期間は二十年間と定められているが、実際には無期限で保管されているのが実情であろう。卒業20年後に大学から成績証明書が取得できなくなるのは考えられないことであり、大学としてもいつでも証明できるよう保存しているはずである。一般的には①紙ベースで保存する、②CDやDVDなどで書き込み更新できない媒体に保存する、③USBやハードディスクにパスワードロックや暗号化して保存したうえで、さらに強固な金庫に入れて保存する。もしくはネットワークから切り離れたコンピュータに保存して、コンピュータ室への出入りを管理して、情報を扱う場合は厳格な手続きに従って、決められた担当者のみで取り扱うなどである。

本論で検証するのはこれらの個人情報ではなく、前述した教員や職員が日ごろ入力して管理している個人情報である。先行研究で扱われた個人情報である。これら個人情報の利活用は議論され推進されるが、これら個人情報がいつ消去されるかが明確になっていない。しかし、学生が卒業して学校教育法施行規則第28条⁽¹²⁾などに従って学籍に関する個人情報を保存すれば、それ以外で個人を特定した個人情報は必要無いはずである。企業と違い、再度卒業生が大学に入学してくる可能性はほぼゼロであり、卒業生に入学を促す広報や営業活動を行う必要が無いからである。卒業後の個人情報は個人を特定できない統計情報などの形に加工して保存・利活用すれば、個人が特定できる個人情報は消去できるはずである。

4. 企業における個人情報の消去

企業では個人情報を積極的に顧客サービスや広報、マーケティング分析、新製品開発などで利活用している。今回の法改正も利活用推進が意識されていることもあり、今後も利活用が推進されるであろうことが予想される。従って、ここでは個人情報の消去に関する考え方を確認する。

4.1 法第19条に従った消去

法第19条に「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」⁽¹³⁾という内容が追加された。筆者も大阪成蹊短期大学紀要(2018年3月20日付発刊予定)で消去のための方法を提案したが、それが直ぐに大部分の企業に受け入れられ、法第19条の消去の内容追加だけで個人情報の消去が飛躍的に進むとは考えにくい。その理由は、個人情報を「利用する必要がなくなった」と判断することが難しいからである。企業は個人情報を本人が将来何をかうかを予想して提案・販売につなげるために利活用するからである。そのため、企業の個人情報の利用目的にマーケティング分析や新製品開発などが含まれることが多い。

以前に流行った商品が再度注目されること即ち、流行が繰り返される⁽¹⁴⁾ことは我々が経験済みである。商品を販売する企業とすれば、再注目された商品を以前に購入した個人を特定して提案したいと考えるであろう。また、以前の流行時の状況を詳しく分析して販売につなげたいと考えるのは当然である。現在の小学生が50年後に子供のころを懐かしく思い、子供のころに買った食べ物やおもちゃをもう一度買いたいと考えるかもしれない。50年後に提案するためには、本人が50年間その食べ物やおもちゃを買わなくても購買履歴情報を消去することができない。

4.2 消去のリスク

データ消去には、必要なデータや法律で保存を定められているもしくは義務付けられているデータを間違えて消去するリスクがある。消去する条件が複雑な場合や勘違い、ミス、プログラムバグなどにより本来消去すべきではないデータを消去する可能性がある。それによる損害がどの程度か計り知れない。また、消去

時には不要であったデータでも、将来社会情勢の変化などによって必要になる、もしくは残しておいた方が良かったと後悔することも否定できない。消去しなければこれらのリスクを回避することができる。

4.3 明確な消去規定

法律や規定などは保存期間を定めていても、消去や廃棄などの時期を明確にしていない。保存が定められた法律や規定はあるが、消去しなければならないという個人情報に関する法律や規定が確認できない。保存を考える場合、間違っただけで保存期間内に消去しないように保存期間以上に保存する考え方や規定などは正当化されるが、保存期間直後に消去する考え方や規定は否定されがちである。

これらを総合的に考えれば、早急に企業において個人情報が消去されるもしくは消去のための明確な規定や基準が想定されるとは考えにくい。その結果、いつまでも消去されないことが予想される。

5. 大学における学生の個人情報消去可能性

ここでは企業と比較しながら大学での個人情報の消去可能性について検証する。

5.1 法第 19 条に従った消去

大学では卒業を基準に個人情報を消去できる。学生の卒業後は学籍に関する個人情報を保存すれば、分析等で個人情報を使用する必要がなくなるからである。企業の場合は前述したとおり「利用する必要がなくなった」と判断することが難しいが、大学は卒業後に本人にアクセスすることがほとんど無いので、学生が卒業すれば個人を特定する必要がなく、学生の卒業を基準に「利用する必要がなくなった」と判断できる。

新たに入学してくる学生の傾向を知るために既卒者の過去の状況を分析するのであれば、個人を特定できない統計情報などの形にして加工・保存すればよい。

5.2 消去のリスク

大学ではこれまで長い年月学校教育法施行規則第 28 条⁽¹²⁾などに従い学籍に関する個人情報を保存・保管してきた実績がある。従って、保存して金庫等に

保管した後に保存・保管した個人情報の元データを消去すれば消去のリスクは回避される。

5.3 明確な消去規定

学籍に関する個人情報を保存・保管した規定に準じて学生の個人情報の消去規定を設定すれば、確実に保存・保管した個人情報を消去する規定を設定できる。これまで保存してきた手順や保存規程に従って責任部署が保存作業を行い、確実に保管したら、保存・保管した元の個人情報を個人が特定できない統計情報などの形で加工・保存して、元となった個人情報を消去することを確実にかつ明確に規定できる。

このように大学においては、企業において個人情報の消去が難しいとされた考え方に影響されない。開学以来長い年月学籍に関する個人情報を保存してきた実績もある。これらを考え合わせれば、大学においては卒業生の個人情報を消去することが可能と考えられる。

6. 大学における学生の個人情報消去の効果

6.1 本人の不安とリスクが解消される

大学であれば 4 年間、短期大学であれば 2 年間で大部分の学生が卒業するので、卒業を基準に学生の個人情報を消去することができる。企業では消去が難しい個人情報を 4 年もしくは 2 年という短期間で消去できるので、個人情報保護方針などに「卒業後速やかに個人情報を消去する」と明記し、消去したら消去した日付や対象とした個人情報などを公表できる。これらが公表されれば、個人情報を取得された本人の不安が解消され、本人のリスクも解消される。

6.2 個人情報消去の先例となる

改正法第 19 条に追加された「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」⁽¹³⁾ に沿った個人情報の消去の先例となる。企業や他の分野に対して個人情報を消去すること、消去を公表することの先例となり、これらを促進できる。それにより個人情報漏えいや本人の意図しない利用などに対する、社会全体のリスク低減に貢献できる。

6.3 大学自体の個人情報漏えいリスクを低減できる

個人情報の漏えいは、大学にとっても大きいリスクである。大学が学生の個人情報を漏えいさせれば、大学に対する信用や信頼が低下するなど影響は大きい。個人情報を保存すれば、保存期間に比例して個人情報の漏えいリスクは長期化し増大する。従って、大学にとっても学生の個人情報を学生の卒業を基準に消去することは、漏えいリスクを低減させる効果がある。大学自体の個人情報漏えいに関するリスクを短期間かつ確実に低減させることができる。

7. おわりに

本論では、企業と比較しながら大学での個人情報の消去可能性について検証して消去の効果を示すことができた。個人情報は利活用と漏えい等のリスク、漏えい対策等のセキュリティが注目されるが、いずれも個人情報を収集して保存することが前提となっている。収集、利活用した個人情報の消去に注目されることがほとんどない。しかし、消去することが最も確実にリスクを解消することは誰にも容易に理解できることである。法が改正され個人情報の消去に言及したことを受け、個人情報の消去と消去結果の公表が求められる。個人情報が大量に収集・利活用される現代社会において、企業では容易ではない個人情報の消去と消去結果の公表を大学が実践して先例となるべきである。

注

- (i) 世界最先端 IT 国家創造宣言について⁽²⁾の中で「個人の行動・状態等に関するデータ」と示されており、本論でもこの定義に従う。
- (ii) 要配慮個人情報は、法第 17 条 2 項⁽¹³⁾で「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない」とされており、法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合などを除いては、本人の同意を得ないで取得できない。
- (iii) 直接書面等による取得の場合であれば個人情報の利用目的を明示しなければならない⁽¹³⁾。

参 考 文 献

- (1) 首相官邸: “「日本再興戦略」改訂 2014 ー未来への挑戦ー”, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>
- (2) 首相官邸: “世界最先端 IT 国家創造宣言について (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)”, http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it_kokkasouzousengen.pdf
- (3) 佐藤一郎: “ビッグデータと個人情報保護法 データシェアリングにおけるパーソナルデータの取り扱い”, 情報管理, 58 巻, 11 号, pp. 828-835 (2016), <https://doi.org/10.1241/johokanri.58.828>
- (4) 首相官邸: “パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱 平成 26 年 6 月 24 日”, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryous5.pdf>
- (5) 個人情報保護委員会, 法令・ガイドライン等: “個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)”, <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>
- (6) 大井玲奈, “技術トレンド「超臨場チャンネルの獲得」「IoT 時代のセキュリティ」”, NTT 技術ジャーナル, Vol.29 No.8, 2017, NTT, <http://www.ntt.co.jp/journal/1708/files/JN20170819.pdf>
- (7) 永松陽明: “ビッグデータ利活用における課題整理”, 日本情報経営学会誌, 36 巻, 4 号, pp. 3-11 (2016), https://doi.org/10.20627/jsim.36.4_3
- (8) 伊藤宏隆, 伊藤圭佑, 舟橋健司, 山本大介, 齋藤彰一, 松尾啓志, 内匠逸: “学生の修学データを用いた要注意学生の傾向分析”, 研究報告教育学習支援情報システム (CLE), 2014-CLE-13 巻, 8 号, pp. 1-8 (2014), <http://id.nii.ac.jp/1001/00100962/>
- (9) 堀井俊章: “大学生の不登校傾向に影響を及ぼす心理的要因”, 横浜国立大学教育人間科学部紀要. I, 教育科学, 18 巻, pp. 106 - 114 (2016), <http://hdl.handle.net/10131/10126>
- (10) 高岡祥子, 中井あづみ, 杉山恵理子, 野末武義, 清水良三: “学生の修学データを活用した多角的な学生支援の提案 ー要注意学生の早期発見と学生相談との協働ー”, 明治学院大学心理学紀要, 27 号, pp. 81-93 (2017), <http://hdl.handle.net/10723/3032>
- (11) 大友愛子, 岩山豊, 毛利隆夫: “学内データの活用 ～大学における IR (Institutional Research) への取り組み～”, Fujitsu, 65 巻, 3 号, pp. 41 - 47 (2014), <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9974189>

- (12) 電子政府の総合窓口 (e-Gov), 法令検索: “学校教育法
施行規則”, http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322M4000080011
- (13) 個人情報保護委員会, 法令・ガイドライン等: “個人情報
の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 5
7 号)”, https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf
- (14) 松本幸子: “図案デザインの一定サイクルの確認 —デ
ザイナー作品を用いて—”, 東京家政学院大学紀要, 第
57 号, pp. 139-142 (2017), <http://www.kasei-gakuin.ac.jp/library/kiyou/zenbun/57-14.pdf>

Web ページの確認は全て 2018 年 2 月 3 日である。